

令和 5 年度(2023 年度)  
宝塚市地域密着型サービス事業者  
公募要領

令和 5 年(2023 年)12 月

宝塚市

## 1 公募の趣旨

「地域密着型サービス」は、高齢の方々が介護の必要な状態になっても、引き続き住み慣れた地域の中で生活ができるようにするために創設されたサービスで、宝塚市では現在策定中の「第9期宝塚市介護保険事業計画」(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))においても当該サービスの基盤整備を進めていきます。(ただし、第9期計画は現在策定中のため、公募の内容が変更になる可能性がありますので、あらかじめご注意ください。)

については、地域密着型サービス事業者の指定を円滑かつ公平に進めるため、事業者指定に先立ち希望事業者の応募受付後、事業者の選考を行い、選考された事業者において指定準備が整い次第、正式な指定申請受付後、本市が事業者指定を行うこととします。

また、兵庫県の地域介護拠点整備補助事業に基づく宝塚市地域密着型サービス拠点等整備事業補助制度の利用を希望する場合、本公募によって選考されることが前提となります。(なお、本制度については、P8～P9をご覧ください。)

## 2 公募対象のサービス種別、公募事業所数及び整備日常生活圏域

サービス種別 日常生活圏域	定期巡回・随時 対応型訪問介護看護	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 共同生活介護	看護小規模 多機能型居宅介護
第1ブロック	1事業所	1事業所 (登録定員:29人以下)	54人	2事業所 (登録定員:29人以下)
第2ブロック				
第3ブロック				
第4ブロック				
第5ブロック				
第6ブロック				
第7ブロック				
市内合計	1事業所	1事業所	54人	2事業所

(日常生活圏域の町丁名については、P20～P21を参照してください。)

- (1) 今回公募の対象となる地域密着型サービス事業の種別は、小規模多機能型居宅介護(介護保険法(以下「法」という。)第8条第19項)、看護小規模多機能型居宅介護(法第8条第23項、介護保険法施行規則第17条の12)、認知症対応型共同生活介護(法第8条第20項)、及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護(法第8条第15項)です。
- (2) 公募事業者数及び整備日常生活圏域は、上記表のとおりです。
- (3) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護については、介護予防も含むものとします。

## 3 整備目標年度

原則として令和6年度～令和7年度

## 4 応募資格

- (1) 応募時点で法人格を有するものであること。ただし、看護小規模多機能型居宅介護については、病床を有する診療所も可能です。(介護保険法施行規則の一部改正)
- (2) 応募時点で介護保険法に規定する介護保険事業(居宅療養管理指導(法第8条第6項)、福祉用具貸与(法第8条第12項)又は特定福祉用具販売(法第8条第13項)に係る事業は除く)を運営している法人であって、指定から3年以上を経過していること。
- (3) 法第78条の2第4項又は第115条の12第2項に該当しない者
- (4) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号)第2条第1項第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員、又は第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する場合でないこと。

- (5) 公租公課の未納がない法人であること。
- (6) 応募事業者(法人)が自ら開設し、指定を受けるものであること。

## 5 応募要件

(1) 整備予定地については、下記の要件を必要とします。

- ア 整備予定地(建物)については、1 ページの「2公募対象のサービス種類、公募事業所数及び整備日常生活圏域」に掲げる表を参照してください。  
日常生活圏域については、宝塚市ホームページ(右記 QR コードからアクセスできます)を参考にしてください。
  - イ 整備予定地(建物)の所在の判断基準は、各サービス事業所の所在により判断しますが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、通常の事業の実施地域が整備日常生活圏域であれば、事業所が整備日常生活圏域外であっても、差支えありません。
  - ウ 整備予定地は、市街化区域とします。
  - エ 整備予定地が、災害イエローゾーンおよび災害レッドゾーンに指定されていないこと。ただし、防災対策工事により事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンおよび災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除く。
  - オ 地区計画の設定又は生産緑地指定等がされている場合は、担当所管課と事前に調整し、当該計画の実現性を確認しておいてください。
  - カ 選考申込以降の整備予定地(建物)変更は認めません。
  - キ 整備予定地(建物)については、事業者が自ら所有する等により確保することを条件とします。整備予定地(建物)に賃借権又は地上権を設定する場合は、事業の継続性(利用者の居住の継続性等)が十分に確保される期間であることを必要とします。
  - ク 整備予定地(建物)については、事業者自ら権利取得し、確保することを条件としますが、本市の公募選考の時点では売買(賃貸借)契約等の締結手を済ませておくことは必要ありません。
  - ケ 整備用地(建物)に抵当権等の建物存続の支障となりえるような権利設定がないこと。また、権利設定があった場合、その権利の抹消が確実であること。ただし、既に整備用地を自己所有している場合で当該建物を建設するために設定する抵当権を除きます。
- (2) 建設資金計画及び運転資金計画について財源が明確に区分されているとともに、安定した長期・短期の資金計画が立てられていることを必要とします。  
借入金がある場合、運転に支障がない償還計画となっていることを要します。  
寄付金を財源としている場合、その寄付の原資が借入金である場合や出資が不明瞭である場合、これを財源とすることは認められません。



## 6 地元説明

- (1) 選考された事業者は、その事業運営に当たっては、地域住民との連携及び協力等の地域交流を図らなければなりません。このため、本公募資料提出に際しては、事前に地元への説明を行い、その経過説明を作成のうえ、提出をお願いします。この際、自治会に加入していない近隣住民や隣地住民に対して配慮してください。  
地域住民への説明に当たっては、「今回の説明は、宝塚市に計画書を提出するに当たっての事前説明であり、現時点では事業所整備が決定したものではありません。」及び「事業主体は、応募事業者(法人)であること。」を説明会資料に記載する等、十分注意して行ってください。
- (2) 当該経過説明の添付資料として、説明会を実施した場合は資料を添付してください。
- (3) 事業所整備に対する反対意見や反対運動があった場合を想定して、どのように対応するかについて具体的な対応方策を示してください。(関係資料様式集参照)

## 7 指定候補事業者選考方法

### (1) 選定方法

#### ア 第1次審査(書類審査)

学識経験者等で構成された宝塚市介護老人福祉施設等事業者選考委員会で企画提案書類を点数化(100点満点)して評価を行い、サービス種別毎に上位3者を書類選考入選者として選定します。なお、応募者が3者以下の場合は第1次審査を実施しません。

#### イ 第2次審査(ヒアリング)

学識経験者等で構成された宝塚市介護老人福祉施設等事業者選考委員会が、下記資料等に基づき、応募事業者の計画ごとに審査判定基準により採点方式で順位付けを行い、選考後、当該選考結果に基づき市が決定します。

- ・提出資料の審査
- ・整備予定地の見学(必要に応じて)
- ・応募事業者からのプレゼンテーション及び代表者(理事長等)へのヒアリング

### (2) 審査に係る審査判定項目

項目	着目点
1 基本理念	運営理念、地域密着型サービスに対する考え方、認知症ケアの対応
2 法人代表者等の姿勢	事業に対する識見、熱意
3 整備区域	当該日常生活圏域での立地状況
4 施設整備の方針と内容	施設設計
5 事業運営上の方針と内容	利用者への対応、事業の適正に応じた運営
6 財務計画と現在の経営状況	資金計画、適正な収支見込、経営の安定性
7 人材確保・育成	人材確保の取組、職場研修
8 苦情対応と感染症・防災対策	苦情の相談体制、防災訓練、虐待防止の取組、感染予防対策
9 地域との連携	ボランティアの受け入れ、地域貢献、災害時の連携
10 その他	特に委員会が必要と認める項目

### (3) 選考方法についての留意点

複数の計画の提案を行った場合、全て同時に選定されるとは限りません。

## 8 整備条件

### (1) 共通

ア 下記の基準等に従ってください。

- 宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年3月25日条例第10号)
- 宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年3月25日条例第11号)
- 宝塚市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例(平成25年3月25日条例第12号)
- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)
- 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月

14 日厚生労働省告示第 128 号)

イ 上記に掲げる基準以外の必要とされる以下の法令に従ってください。

老人福祉法(昭和38年法律第133号)

社会福祉法(昭和26年法律第45号)

介護保険法(平成9年法律第123号)

都市計画法(昭和43年法律第100号)

建築基準法(昭和25年法律第210号)

その他関係法令

ウ 防火防災対策及びこれに係る設備設置については、所轄消防署と協議し、その指示に従ってください。特に消防法でスプリンクラーの設置が義務付けられていない場合であっても、その設置に努めるようお願いいたします。

エ 既存の建物を利用する場合は、当該建物が、事業開始までに、いわゆる新耐震基準と同等の耐震基準と同等の耐震性能を有することが必要です。

オ 本公募以外の介護サービス事業所の併設を希望される場合は、応募事業所から提案してください。また、兵庫県指定の介護保険事業と併設する場合は、別途兵庫県との協議が必要となりますので、兵庫県に事前協議を実施してください。なお、本市では当面下記①～③のサテライト型事業所の新規指定は行いません。

① 小規模多機能型居宅介護

1. 登録定員は 29 人以下とします。
2. 小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊料及び食事費用については、できるだけ利用者の負担を軽減する方針で設定してください。
3. 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業を行ってください。(設置運営法人が社会福祉法人の場合)
4. サービス付き高齢者向け住宅および住宅型有料老人ホームと併設を計画している場合、本住宅の居住者が小規模多機能居宅介護事業所の登録者の半数を超えないように努めてください。

② 看護小規模多機能型居宅介護

1. 登録定員は 29 人以下とします。
2. 看護小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊料及び食事費用については、できるだけ利用者の負担を軽減する方針で設定してください。
3. 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業を行ってください。(設置運営法人が社会福祉法人の場合)
4. サービス付き高齢者向け住宅および住宅型有料老人ホームと併設を計画している場合、本住宅の居住者が看護小規模多機能居宅介護事業所の登録者の半数を超えないように努めてください。

③ 認知症対応型共同生活介護

1. 定員は、3 ユニット 27 人以下としてください。
2. 個室とし、ユニット形式としてください。
3. グループホーム利用に係る賃料、食材料費及び入居一時金については、できるだけ入居者の負担を軽減する方針で設定してください。
4. 入居一時金等を徴収する場合には、保全措置が義務付けられています(老人福祉法 14 条の 4)。

④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

1. 本サービスの事業所については、単独設置(従来の事業所併設も差し支えない)、今回計画の地域密着型事業所の併設でも差し支えありません。
2. サービス提供地域へ、昼夜を問わず、概ね30分以内に訪問できるように努めてください。

3. 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業を行ってください。(設置運営法人が社会福祉法人の場合)
4. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の業務については、一定の基準を満たした場合、外部の訪問介護事業者等に委託することが可能です。(宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例第 32 条第 2 項)
5. サービス付き高齢者向け住宅および住宅型有料老人ホームと併設を計画している場合、本住宅の居住者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者の半数を超えないように努めてください。

## 9 応募及び公募選考日程(変更する場合があります。)

日程	内容
令和 5 年 12 月 20 日(水)～令和 6 年 2 月 9 日(金)	ホームページ掲載・公募要領配布
令和 6 年 1 月 1 日(月)	市広報誌掲載
令和 6 年 1 月 4 日(木)～1 月 19 日(金)	公募に係る質問提出期限
令和 6 年 1 月 29 日(月)～2 月 9 日(金)	応募受付
令和 6 年 2 月下旬～3 月	選考会
令和 6 年 3 月	事業者決定
令和 6 年 4 月～令和 8 年 3 月	事業開始

上表の日程は、宝塚市地域密着型サービス拠点等整備事業補助制度を利用することを前提としない場合です。同制度を利用する場合は、P9～P11 を参考にしてください。

## 10 公募要領等配布

- (1) 配布場所 宝塚市役所 介護保険課
  - (2) 配布期間 令和 5 年 12 月 20 日(水)～令和 6 年 2 月 9 日(金) (土・日・祝を除く)
  - (3) 配布時間 9:00～12:00 及び 12:45～17:00
  - (4) 配付資料 宝塚市地域密着型サービス事業者公募要領、関係資料様式集
  - (5) 事前相談 事前相談がある場合は、日程調整のうえご来庁ください。
- ※ホームページからダウンロードしていただきますようご協力をお願いいたします。

## 11 質問受付

- (1) 受付期限 令和 6 年 1 月 19 日(金)  
質問期間を経過した場合、質問には応じません。  
(ただし、本市で必要な内容等であると判断した場合を除きます。)
- (2) 方法 質問票(関係資料 様式 14)をメールで提出してください。  
※タイトルを「【法人名】地域密着型サービス公募に係る質問」としてください。
- (3) 提出先 Email:[m-takarazuka0050@city.takarazuka.lg.jp](mailto:m-takarazuka0050@city.takarazuka.lg.jp)
- (4) 回答 適宜回答しますが、質問内容(質問法人名は除く)及び回答は、原則として質問された応募法人以外の法人にも市ホームページにより周知します。

## 12 応募方法

- (1) 応募資料 宝塚市地域密着型サービス事業者選考申込書及び関係資料を添えて申し込んでください。
- (2) 申込場所 宝塚市役所 介護保険課  
必ず法人の担当者が窓口まで持参してください。(郵送不可)
- (3) 受付期間 令和 6 年 1 月 29 日(月)～令和 6 年 2 月 9 日(金) 17 時まで

事前に電話にて、申込日を連絡していただくようご協力をお願いします。

応募期間を経過した場合、理由の如何を問わず一切受理しません。

- (4) 受付時間 10:00~12:00 及び 12:45~17:00
- (5) 必要部数 4 部(原本 1 部、写し 3 部) およびデータ入りの CD1部
- (6) その他関係資料等については、関係資料様式集を参考にしてください。

### 13 選考結果の通知

宝塚市介護老人福祉施設等事業者選考委員会による選考を経て、市が決定した後、速やかに、選考結果の如何を問わず、文書により通知します。本通知までの間においては、いかなる問い合わせにも応じません。

### 14 注意事項

- (1) 事業者として選考された場合であっても、介護保険法上の指定を確定したものではありません。指定基準や認可基準を充足しない場合は指定できません。
- (2) 提出書類については、応募受付期間後の修正等による差し替えや追加書類の提出は受け付けません。
- (3) 応募資料については、審査・選考後においても返却しません。
- (4) 他の応募事業者の整備計画の内容に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- (5) 今回提出された応募資料の作成等に係る一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- (6) 本要領において不明な部分がある場合は必ず書類提出前に質疑を行ってください。
- (7) 本整備計画における用地(建物)権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募事業者の責任に帰する事項であり、本市はその責任を負いません。
- (8) 関係資料等に虚偽事項の記載があった場合には、選考を取り消すことがあります。
- (9) 応募資格等の応募条件を充足しない場合又は応募期間を経過した場合、理由の如何を問わず一切受理しません。
- (10) 応募受付期間内に応募資料が全て整わない場合や、本市から別に期間を定めて行う応募資料の補正や追加に応じられない場合は、応募を辞退したものととして処理します。
- (11) 国会議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは宝塚市職員である者又はこれらの職にあった者やこれらの関係者を通じて不当な圧力がかかった場合には、応募資格を喪失したものとします。また、その他不正行為等があった場合も同様です。

### 15 その他

- (1) 応募の概況は公表します。また、指定候補事業者決定後、整備事業者名、その提案内容の概要の一部を公表します。
- (2) 公募申込書を提出した以降、選考までに応募を辞退される場合は、辞退届(関係資料 様式 15)を本市に提出するとともに、本市の指示に従ってください。
- (3) 選考後に辞退した場合や整備年次の延期等については、本市の「第 9 期介護保険事業計画」に基づく基盤整備の進捗に重大な影響を及ぼすことから、応募に際しては、計画の実現性に慎重な検討をお願いします。また、このような事態を招来した事業者については、以降の応募に際して、制限を課すこともありえます。

### 16 問い合わせ先

宝塚市 健康福祉部 安心ネットワーク推進室 介護保険課 担当:荒木・細井  
〒665-8665 宝塚市東洋町 1 番 1 号  
TEL:0797-77-2136(直通) FAX:0797-71-1355  
Email:m-takarazuka0050@city.takarazuka.lg.jp

## 宝塚市地域密着型サービス拠点等整備事業補助制度

本応募資料に記載する資金計画については、宝塚市地域密着型サービス拠点整備補助制度を利用するものとして作成することは可能です。

### 1 宝塚市地域密着型サービス拠点等整備事業補助制度概要

兵庫県により市町村整備計画が採択されることが前提となりますので、兵庫県で採択されない場合は、補助金の交付はありません。

#### (1) 対象法人種別

- ・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
- ・医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
- ・特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「NPO法」という。)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- ・農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- ・会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社
- ・中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第4号に規定する企業組合

#### (2) 補助額

ア 補助単価は、令和5年度の金額を示したものです。補助金の財源は国の「地域医療介護総合確保基金」による県補助事業で、市を経由して県の定める補助単価と同額を選定された事業者へ交付します。

交付を受ける時期は令和6年度であるため、国や県の予算の状況により額の変更(増減)・廃止になる可能性があります。また、選定後の県への補助申請手続きに際し、補助金交付決定が受けられない場合は、補助金を交付することはできませんので、ご承知おきください。

#### イ 建設(改修)費に対する補助

以下の整備事業が対象となります。

- ・事業者法人自らが、法人所有建物の新築・改修を行う場合に限り、(法人代表や第三者等が建物を新築・改修する場合は、補助対象外となります。)
- ・新たに建物を新築するもの
- ・既存建築物を買取り(既存建物を買収することが建物を新築することより買収の方が効率的であると認められる場合に限る)、改修するもの
- ・事業者法人自身が所有する建物を改修するもの

#### ウ 下記に該当する場合は、対象事業となりません。

- ・他の国庫負担(補助)制度により、事業に要する経費について、現に負担金(補助金)の交付を受けている事業
- ・土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
- ・職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に係る事業



## 工 補助金額単価及び対象経費

施設種別等	基準額(千円)		負担割合	対象経費概要
小規模多機能型居宅介護事業所	36,600	施設数	県 10/10	【工事費】 地域密着型サービス施設等の整備に必要な工事費または工事請負費(工事請負費と同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含み、別紙1に定める補助事業の対象外となる費用を除く。) 【工事事務費】 工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監査料等をいい、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。
看護小規模多機能型居宅介護事業所	36,600	施設数		
認知症対応型共同生活介護事業所	36,600	施設数		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470	施設数		

## オ 施設開設準備経費等に対する補助 補助金額単価及び対象経費

施設種別等	基準額(千円)		負担割合	対象経費概要
小規模多機能型居宅介護事業所	914	定員数 (宿泊定員数)	県 10/10	対象となる事業者は、新たに老人福祉法の認可又は介護保険法の指定(許可)を受ける施設(既存施設内に施設内保育施設を整備する場合を除く。)を運営する法人(増築・増改築については、定員増分のみ対象)施設等の開設前に必要な次の経費 ・開設前6ヶ月間の看護、介護職員を訓練等のために雇用する経費 ・開設のための普及啓発(地域住民への説明会等の開催、利用希望者等への施設概要の説明)に要する経費 ・職員の募集に要する経費 ・開設に当たっての周知、広報に要する経費 ・開設準備事務(会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成)に要する経費 ・その他開設の準備に必要な経費
看護小規模多機能型居宅介護事業所	914	定員数 (宿泊定員数)		
認知症対応型共同生活介護事業所	914	定員数		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	15,300	施設数		

## 2 補助対象事業となった場合の注意事項

- (1) 本市の補助内示前に着工した場合は、補助対象外となります。建設工事請負業者の選定は、本市内示後、本市等の手続きに準じた事業者主催の競争入札による必要があります。
- (2) 補助対象となる設備備品の購入についても、原則として入札により実施してください。
- (3) 補助対象事業となった場合でも、国・県の動向で補助金の交付に影響を及ぼしますのでご留意ください。
- (4) 厚生労働省所管の一般会計に係る補助金等の交付を受けて取得し、または効用の増加した政令で定める財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、又は取り壊す等に際しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第2条第3項に規定する厚生労働大臣等の承認が必要となります。

## 3 選考後の日程

日 程	内 容
令和6年3月	選考委員会選考及び事業者決定
令和6年4月～	兵庫県に補助金申請
令和6年4月～	兵庫県から市に内示
令和6年4月～	・事業者から市に対する補助金申請
令和6年4月～	・市から事業者への補助金内示 (市から補助金内示後、直ちに整備事業に着工できるように選考委員会選考後から実施設計・詳細設計できるよう準備しておくこと)
令和6年4月～	・事業者の入札等により実施により工事業者を決定
令和6年4月～ 令和7年3月	・整備事業完成(単年度事業分)・補助金執行 ・指定基準等につき市と法人協議 ・宝塚市介護保険運営協議会に意見聴取 ・宝塚市指定・事業開始

### 地域密着型サービス指定基準等の概要

参考として概要を掲載していますが、公募資料や指定申請書等作成の際には、指定基準や運営基準自体を入手し、必ず参照してください。

※宝塚市では、地域密着型サービスの職員の兼務を原則 2 職種までとしておりますので、公募申込の際の人員配置については、ご注意ください。

※こちらの内容は令和 4 年 9 月現在のものです。第 9 期介護保険事業計画策定後、変更になる可能性があります。

#### 小規模多機能型居宅介護

申請者要件		法第78条の2第4項各号又は第115条の12第2項各号の規定に該当しない者であること		
区分	職種	資格	員数	
人員基準	代表者		特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症介護に従事経験がある(以下「認知症介護経験者」という。)か、保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験者で、厚生労働大臣が定める研修修了者	
	管理者		特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上の認知症介護経験者で、厚生労働大臣が定める研修修了者 ・常勤専従1名以上 ・管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は、当該事業所に併設する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下「併設施設等」という。)の職務に従事可	
	従業者	看護職員	看護師又は准看護師	1以上
	介護職員	介護福祉士や訪問介護員の資格等は必ずしも必要としないが、介護等に対する知識、経験を有するものであることを原則とする		うち1名以上は常勤

			<p>る夜間者・宿直者を配置しないことができる。</p> <p>【上記基準等を満たしている場合】</p> <p>・併設施設等の職務に従事することができる。</p>
	介護支援専門員	厚生労働大臣が定める研修修了者	<p>・利用者の処遇に支障がない場合は管理者と兼務可能</p> <p>・非常勤でも差し支えない</p>
設 備 基 準	・居間及び食堂等	<p>・居間及び食堂の広さは、その機能を十分に発揮しうる適当な広さとする。</p> <p>・上記にかかわらず、居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。</p> <p>・通いサービスの利用定員が15人を超える場合、居間及び食堂を合計した面積は利用者の処遇に支障がない面積(1人3㎡以上)が必要。</p>	
	・宿泊室	<p>・1の宿泊室の定員は、1人とする。</p> <p>・1の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上(内法)とする。</p> <p>・上記の2つを満たす宿泊室(以下「個室」という)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、概ね7.43㎡に宿泊サービスの利用定員(通いサービスの利用定員の3分の1から9人の範囲内において事業者が定める1日あたりの利用者の上限)から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は、利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p>	
	<p>・台所、浴室</p> <p>・非常災害に際し必要な設備</p> <p>・その他必要な設備及び備品等</p>	<p>・1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合でも、居間、食堂及び台所については、それぞれ共同生活住居ごとに専用の設備でなければならない。また、併設の事業所において行われる他のサービスの利用者がこれらの設備を共用することも原則として不可とする。</p> <p>・居間及び食堂は同一の場所にできるが、その場合もそれぞれの機能が独立していることが望ましい。</p> <p>・管理上特に支障がない場合は、事務室については兼用であっても差し支えない。</p>	

看護小規模多機能型居宅介護

申請者要件		法第78条の2第4項各号に該当しない者であること ※法人または病床を有する診療所を開設している者であること		
人員 基準	区分	職種	資格	員数
	代表者		特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター、介護 老人保健施設、介護医療院、 指定小規模多機能型居宅介 護事業所、指定認知症対応型 共同生活介護事業所、指定複 合型サービス事業所等の従 業者、訪問介護員等として3 年以上認知症介護に従事経 験がある(以下「認知症介護 経験者」という。)か、保健医 療サービス若しくは福祉サー ビスの経営に携わった経験 者で、厚生労働大臣が定める 研修修了者、又は保健師若し くは看護師	
	管理者		特別養護老人ホーム、老人 デイサービスセンター、介護 老人保健施設、介護医療院、 指定小規模多機能型居宅介 護事業所、指定認知症対応型 共同生活介護事業所、指定複 合型サービス事業所等の従 事者若しくは訪問介護員とし て3年以上の認知症介護経 験者で、厚生労働大臣が定め る研修修了者、又は保健師若 しくは看護師	・常勤専従1名以上 ・管理上支障がない場合、当該事業所の他 の職務又は、当該事業所に併設する指定 認知症対応型共同生活介護事業所、指定 地域密着型特定施設、指定地域密着型介 護老人福祉施設、指定介護療養型医療施 設(以下「併設施設等」という。)の職務に 従事可
従業者	看護職員	保健師、看護師又は准看護師		・1以上の者は常勤の保健師又は看護師 ・常勤換算方法で、2.5以上の者は看護

	<p>介護職員</p> <p>介護福祉士や訪問介護員の資格等は必ずしも必要としないが、介護等に対する知識、経験を有するものであることを原則とする</p>	<p>職員</p> <p>・通いサービス及び訪問サービスの提供に当る従事者のうち1以上の者は看護職員</p> <p>【夜間及び深夜以外の時間帯】</p> <p>・通いサービスの利用者数が3又はその端数を増すごとに常勤換算で1以上</p> <p>・訪問サービスの提供にあたる介護従業者を常勤換算で2以上</p> <p>【夜間及び深夜の時間帯】</p> <p>○宿泊サービス利用者がある場合</p> <p>・同時帯を通じて勤務する介護従業者1以上</p> <p>・同時帯を通じて宿直勤務に当たる者1以上</p> <p>○宿泊サービス利用者がいない場合</p> <p>・利用者に対する夜間及び深夜の時間帯における連絡体制が整備されていれば、当該時間帯における夜間者・宿直者を配置しないことができる。</p> <p>【上記基準等を満たしている場合】</p> <p>・併施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>うち1名以上は常勤</p>
	<p>介護支援専門員</p> <p>厚生労働大臣が定める研修修了者</p>	<p>・利用者の処遇に支障がない場合は管理者と兼務可能</p> <p>・非常勤でも差し支えない</p>	
設備基準	<p>・居間及び食堂</p>	<p>・居間及び食堂の広さは、その機能を十分に発揮しうる適当な広さとする。</p> <p>・上記にかかわらず、居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。</p>	
	<p>・宿泊室</p>	<p>・1の宿泊室の定員は、1人とする。</p> <p>・1の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上(内法)とする。ただし病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4㎡以上(内法)とすることができる。</p> <p>・上記の2つを満たす宿泊室(以下「個室」という)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、概ね7.43㎡に宿泊サービスの利用定員(通いサービスの利用定員の3分の1から9人の範囲内において事業者が定める1日あたりの利用者の上限)から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>・指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。</p>	
	<p>・台所、浴室</p> <p>・非常災害に際し必要な設備</p> <p>・その他必要な設備及び備品等</p>	<p>・1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合でも、居間、食堂及び台所については、それぞれ共同生活住居ごとに専用の設備でなければならない。また、併設の事業所において行われる他のサービスの利用者がこれらの設備を共用することも原則として不可とする。</p> <p>・居間及び食堂は同一の場所にできるが、その場合もそれぞれの機能が独立していることが望ましい。</p> <p>・管理上特に支障がない場合は、事務室については兼用であっても差し支えない。</p>	

認知症対応型共同生活介護

申請者要件		法第78条の2第4項各号及び第115条の11第2項各号の規定に該当しない者であること		
人員基準	区分	職種	資格	員数
	代表者		特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者、または保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修(認知症対応型サービス事業開設者研修)を修了している者。	
	管理者		適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者または訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有し、厚生労働大臣が定める研修(認知症対応型サービス事業管理者研修)を修了している者。	・共同生活住居ごとに、専らその職務に従事する常勤の者。 ・ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所・施設等もしくは併設の指定小規模多機能型居宅介護事業所、もしくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務と兼務可。
	従業者	介護職員	不要 *資格等は必ずしも必要としないが、原則として、認知症の介護等に対する知識・経験を有する者であること。	【夜間及び深夜以外の時間帯】 共同生活住居ごとに利用者の数が3またはその端数を増すごとに常勤換算で1以上 【夜間及び深夜の時間帯】 ・夜間及び深夜勤務(宿直勤務を除く):1以上の必要な数以上 ・ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、併設の他の共同生活住居または指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務と兼務することができる。
	計画作成担当者	共同生活住居ごとに保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成を担当させるのに適当と認められ、専らその職務に従事する者で、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者。	・計画作成担当者は、共同生活住居ごとに置かなければならない  計画作成担当者のうち1以上は介護支援専門員とする。ただし、利用者に処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務と兼務することができる。	
設備基準	居室		・定員1人(ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。) ・床面積 7.43㎡以上(和室であれば、4.5畳以上) ・生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保すること	

	・単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれない
居間及び食堂	同一の場所とすることも可能
台所、浴室	
非常災害に際して必要な設備	・消防法その他の法令等に規定された設備 ・原則として、全ての指定認知症対応型共同生活介護事業所については、スプリンクラー設備の設置が義務づけられる
その他必要な設備及び備品等	

#### 短期利用共同生活介護

施設基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援等の運営について3年以上の経験を有すること</li> <li>・当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用するものであること</li> <li>・1の共同生活住居に1名を上限とすること</li> <li>・あらかじめ「30日以内」の利用期間を定めること</li> <li>・短期利用を実施するために必要な職員の資質が確保されていること</li> <li>・次のいずれかの研修を修了した職員が配置されていること <ul style="list-style-type: none"> <li>①認知症介護実務者研修のうち専門課程(平成16年度まで)又は認知症介護実践研修のうち「実践リーダー研修」(平成17年度以降)</li> <li>②認知症介護指導者養成研修</li> </ul> </li> </ul>
------	--

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

申請者要件		法第78条の2第4項各号又は第115条の12第2項各号の規定に該当しない者であること			
人 員 基 準	区分	職種	資格	員数	
		管理者		特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症介護に従事経験がある(以下「認知症介護経験者」という。)か、保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験者で、厚生労働大臣が定める研修修了者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤専従1名以上</li> <li>・管理上支障がない場合、当該事業者の他の職務に従事可、又は同一敷地内にある他事業所、施設等の職務に従事可</li> </ul>
		従業者	オペレーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員</li> <li>・利用者の処遇に支障がない場合、かつ、提供時間帯を通じてこれらの者又は看護職員との連携を確保しているときはサービス提供責任者の業務に1年以上(介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者にあつては3年以上)従事した経験を有する者も可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供時間を通じて1以上確保されるために必要な数以上</li> <li>・1以上は、常勤の看護師、介護福祉士又は介護支援専門員</li> <li>・原則、専従配置であるが利用者の処遇に支障がない場合、当該事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の訪問介護若しくは夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</li> <li>・利用者の処遇に支障がない場合、随時訪問サービスに従事可</li> <li>・当該事業所に施設等が併設されている場合、当該施設等職員の従事可</li> </ul>
			定期巡回サービスを行う訪問介護員等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</li> </ul>
		随時訪問サービスを行う訪問介護員等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供時間帯を通じてサービス提供に当たる訪問介護員等が1以上</li> <li>・原則専従</li> <li>・利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業者の定期巡回サービス又は同一施設内にある訪問介護若しくは夜間対応型訪問介護の職務に従事可</li> </ul>	



	訪問看護サービスを行う看護師等（一体的定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施する場合のみ適用）	保健師、看護師又は准看護師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤換算方法で2.5以上</li> <li>・うち1人以上は、常勤の保健師又は看護師</li> <li>・うち1人以上は、提供時間帯を通じて事業者と連絡体制が確保された者</li> </ul>
		理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	・事業所の実情に応じた適当数
		計画作成責任者	厚生労働大臣が定める研修修了者
設備基準	事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な広さの専用区域(利用申込の受付、相談等に対応できるスペース)</li> <li>・間切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区別される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。</li> </ul>	
	必要な設備及び備品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等</li> <li>・随時適切に利用者から通報を受けとることができる通信機器等</li> <li>・利用者が援助を必要とする状態となったときに、利用者が適切にオペレーターに通報できる通報端末(ケアコール端末)</li> <li>・ケアコール端末は、簡単にオペレーターに通報できるものでなければならない。</li> <li>・ケアコール端末は、発信機能だけでなく、オペレーターからの発信機能や、テレビ電話等、互いの状況が確認できるものが望ましい。</li> </ul>	